

## 食物アレルギー指示書

## 主治医様

平素より本市の福祉保健について、ご理解とご協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

本市では、給食提供に際し食物アレルギーをもつ園児に対し、特定の食品を除去する必要がある場合は献立表に印を付け、保護者に知らせ代替のものを家庭から持参していただいております。つきましては、除去を必要とする園児について指示をお願い致します。

江田島市子育て支援課 電話 (0823) 42-2852

保育施設名： \_\_\_\_\_ 名前： \_\_\_\_\_ (男・女)  
 生年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生 \_\_\_\_\_ 年齢： \_\_\_\_\_ 歳 \_\_\_\_\_ か月

記載日	年	月	日
医療機関名	医師名		印

## 生活管理指導表

## 〈病型・治療〉

## A. 食物アレルギー病型

- 即時型 口腔アレルギー症候群  
食物アレルギーの関与するアトピー性皮膚炎 食物依存性運動誘発アナフィラキシー  
その他 ( )

## B. アナフィラキシーの既往

あり ・ なし

※アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載。

- 食物 (原因： ) 運動誘発アナフィラキシー  
食物依存性運動誘発アナフィラキシー 昆虫  
その他 ( )

## C. 原因食物・除去根拠

※該当する食品にチェックし、【除去根拠】の該当項目を記載。

- 鶏卵 ( ) 牛乳・乳製品 ( ) 大豆 ( )  
小麦 ( ) そば ( ) 甲殻類 ( )  
果物 ( ) 魚類 ( ) 果実類 ( )  
肉類 ( ) その他 ( )

## 【除去根拠】

- ① 明らかな症状の既往  ③ I gE 抗体等検査結果陽性  
 ② 食物負荷試験陽性  ④ 未摂取

## D. 緊急に備えた処方箋薬

- 内服薬 (抗ヒスタミン・ステロイド) エピペン®  
その他 ( )

〈保育施設での生活上の留意点〉

(様式 1-裏)

A. 給食・離乳食

管理不要 保護者と相談し決定

B. アレルギー用調整粉乳

不要 必要 ( )

C. 食物・食材を扱う活動

管理不要 保護者と相談し決定

D. 運動

管理不要 保護者と相談し決定

E. 通常の除去食対応ではないが、特に配慮が必要なもの

<input type="checkbox"/> 鶏卵	卵殻カルシウム	<input type="checkbox"/> ゴマ	ゴマ油
<input type="checkbox"/> 牛乳・乳製品	乳糖	<input type="checkbox"/> 魚類	かつおだし・いりこだし
<input type="checkbox"/> 小麦	醤油・酢・麦茶	<input type="checkbox"/> 肉類	エキス
<input type="checkbox"/> 大豆	大豆油・醤油・味噌		

食物アレルギー指示書

記入欄	除去すべき食品	参考代表例	備考
卵	生卵	マヨネーズ、アイスクリーム等	
	卵を用いた料理、菓子（充分加熱）	親子丼、オムレツ、いり卵、プリン、カステラ等	
	つなぎ程度に使用する卵	卵を使ったパン、練り製品、肉団子、ハム、焼豚、ベーコン、ウインナー、ハンバーグ等	
牛乳	牛乳（飲用）		
	乳製品・乳飲料	ヨーグルト、チーズ、乳酸菌飲料等	
	牛乳を用いた料理・菓子	クリームシチュー、グラタン、プリン、ケーキ等	
	乳成分を含む調味料	ポタージュ、チキンブイヨン、ほんだし等	
	つなぎ程度に用いる乳	ハム、ベーコン、ハンバーグ等	
	牛乳を少量使用した料理	パン、フライ等	
大豆	大豆及び大豆加工食品	豆腐、油揚げ、おから、豆乳、きな粉、枝豆等	
	大豆油、大豆油を用いた加工食品	マーガリン、揚げ物、ケーキ、スナック菓子等	
	大豆から作られる調味料	味噌、しょうゆ等	
	大豆以外の豆類	いんげん、そら豆、小豆、さやえんどうもやし等	
小麦	小麦を主成分とした食品	麺類	
	小麦を含む食品	肉製品のつなぎ、カレー、てんぷら、シューマイ、ハンバーグ等	
	その他の麦 ( )	麦ごはん、麦茶等	
その他の食品	そば		
	甲殻類 ( )		
	果物 ( )		
	魚・魚卵 ( )		
	種実類 ( )		
	肉 ( )		
	その他 ( )		